

# 令和8年度親子関係再構築支援事業(児童虐待からの脱暴力支援プログラム) 実施業務委託仕様書

## 1 事業目的

児童虐待に至った保護者が支援プログラムに参加することを通じて、自らの行動への気づきを深め、暴力に頼らないこどもへのかかわりを獲得することを目的とする。  
また、本事業は大阪市及び堺市との共同事業として実施する。

## 2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

## 3 事業対象（保護者）

堺市子ども相談所及び大阪市こども相談センター（以下「センター」という。）のケースで、主に虐待をしている保護者もしくは虐待により親子分離されている保護者で、当事業における援助効果が期待できる者とする。

## 4 事業内容

### （1）グループプログラム（堺市及び大阪市共同実施）

- ア 事業対象となる保護者（発注者が選定し参加を勧める保護者合計21名程度、内訳：大阪市14名、堺市7名）に対し、児童虐待からの脱暴力支援を目的としたグループワークを実施する。
- イ グループワークの実施は月2回以内（年間で24回以内）とし、実施日程は契約締結後に発注者との協議で決めることとする。
- ウ グループプログラムのスケジュール等について参加者が隨時確認できるような体制を構築すること。また、グループワーク実施中の参加者の健康面に留意すること。
- エ グループワーク参加にあたって参加者に遵守してもらうルールを開催前に発注者と協議し、参加者に明示すること。
- オ 業務担当者との連絡調整を密に行うこと。
- カ グループワーク実施場所の会場確保にあたっては、本市が準備する施設を利用すること。また、会場使用費については、委託費に含めないこと。
- キ 契約締結後すみやかに参加候補者向けのグループプログラム開催案内を作成し、原稿を電子媒体（PDF形式）で発注者あて提出し承認を得ること（提出方法は契約締結後に別途指示する）。

### （2）個別カウンセリング（大阪市単独実施）

- ア グループプログラムとは別に、発注者が選定する保護者に対し、個別カウンセリングを実施すること。
- イ 個別カウンセリング利用者について、開始前・開始後3～4カ月頃・年度末時および必要に応じて発注者（業務担当者またはケース担当者）との協議を行うこと。
- ウ 1回の業務は概ね3時間とし、個別カウンセリングの他にグループプログラム参加候補者の事前面接、協議、記録作成等を含む。1回の業務における個別カウンセリングは2セッションを標準とする。
- エ 実施場所の確保は発注者が行う。

#### (3) グループワーク運用についての3者協議

- ア グループプログラム実施に関する発注者（業務担当者）との協議を年3回程度行うこと。  
協議場所の確保については、発注者が行う。

#### (4) 職員向け説明会の開催（堺市及び大阪市共同実施）

- ア 発注者（堺市・大阪市のセンター職員）向けに本業務（特にグループプログラム）の説明会を年2回程度実施すること。
- イ 会場については発注者が確保する。
- ウ 説明会の参加者は各回最大60名以内とすること。
- エ 説明会の開催日は契約締結後、速やかに発注者と協議して決定すること。

#### (5) 職員向け研修の開催（堺市及び大阪市共同実施）

- ア プログラムの理解を深めるため、堺市・大阪市合同の研修（事例検討会）を年1回程度実施すること。
- イ 会場については発注者との協議により決定すること。
- ウ 研修（事例検討会）の参加者は各回最大60名以内とすること。
- エ 研修の開催日は契約締結後、速やかに発注者と協議して決定すること。

### 5 参加者の費用負担

- (1) プログラムおよび個別カウンセリングの費用は無料とする。ただし、プログラムで使用する教材については実費を徴収することができるが、事前に発注者と協議すること。
- (2) 会場までの交通費

### 6 配置するスタッフについて

- (1) 受注者は事業を担当する職員（以下「担当スタッフ」という。）を配置すること。担当

スタッフは本事業を実施する能力を有し、実務経験のある者とすること。なお、グループワークは3人以上の担当スタッフを配置すること。

- (2) 受注者は担当スタッフに関する名簿、業務分担表及び緊急体制について明記したものと契約締結後、速やかに発注者に提出し、了承を得るものとする。
- (3) 担当スタッフは、職務中に知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、事業終了後も同様とする。
- (4) 担当スタッフを変更したときは、更新した名簿を速やかに発注者に提出すること。
- (5) 担当スタッフは、保安、防災に関する設備や器材の設置場所及びその使用方法を熟知しておくこと。また事故等が生じたときは、参加者の安全確保に努め、臨機応変に対応を行うこと。

## 7 業務状況の報告について

受注者は毎月の業務が完了した時、(一部) 業務完了届を監督職員に遅滞なく提出すること。また、発注者から求めがあった場合は、業務状況について隨時報告すること。

## 8 契約条件等に関する事項

- (1) 契約締結後、事業実施計画書を速やかに作成し、発注者に提出すること。提出された計画書をもとに事業計画を受注者・発注者で協議のうえ決定する。
- (2) 仕様書に記載されていない事項については、受注者・発注者で協議のうえ決定する。
- (3) 担当するスタッフは、発注者との業務連絡を密にすること。
- (4) 受注者は担当スタッフ、設備等に事故が生じたときは、臨機の対応をしなければならない。
- (5) 本事業は高度な個人情報を取り扱うため、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、堺市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年堺市条例第29号）、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）の趣旨を踏まえ、各条項の規定を遵守し、個人情報保護の措置を講じること。また、受注者は事業実施の各段階において、個人情報の取り扱い手順を具体的に取り決め、契約前に書面にして提出すること。
- (6) 受注者は、担当スタッフに対し個人情報の保護や人権問題をはじめとする基本的人権について、適切な研修を行うこと。
- (7) 受注者は、労働基準法等の関係法令を遵守すること。

## 9 再委託について

- (1) 契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- ①委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
  - ②グループプログラム、個別カウンセリング、センター職員向け説明会及び研修
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
- なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。
- また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## 10 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪府・大阪市が定めた「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応規程」「大阪府障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要綱」及び「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。また、研修後は、「別紙1」にて本市に報告書を提出すること。

## 11 その他

契約締結後、速やかに共同事業（グループワーク等）の運営等に関する協議を行うこと。

12 担当

〒556-0025 大阪市浪速区浪速東1-1-90

大阪市中央こども相談センター運営担当

TEL : 06-4301-3146

## 【別紙1】

### 令和8年度 障がいを理由とする差別の解消の推進 のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書

#### 1 事業者名等

事業者名	
担当者名	
連絡先	

#### 2 研修内容

月　日	講師・研修方法等	時間 (分)	対象(受講人数)